

災害時情報共有システムについて

災害時における介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）に災害時情報共有機能が追加されました。

◆ 対象施設（高齢者関係施設）

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・老人短期入所施設 | ・養護老人ホーム |
| ・特別養護老人ホーム | ・軽費老人ホーム |
| ・認知症高齢者グループホーム | ・生活支援ハウス |
| ・介護老人保健施設 | ・介護医療院 |
| ・小規模多機能型居宅介護事業所 | ・看護小規模多機能型居宅介護看護事業所 |
| ・有料老人ホーム | ・サービス付高齢者向け住宅 |

1 平時における取組

(1) 災害時情報共有システムへの施設情報の登録等について

災害時情報共有システムに登録されている施設情報は最新のものとなっている必要があるため、施設情報に変更があった場合には、速やかに更新してください。

(2) 災害時情報共有システムによる被災状況等の入力周知徹底等について

災害により被害等が生じた場合には、速やかに災害時情報共有システムにおいて被災状況等を入力するよう周知徹底するとともに、災害発生時に被災状況等の報告が迅速かつ適切に行われるよう、操作方法の習熟に努めてください。

2 災害発生時における対応

(1) あらかじめ発生又は発生するおそれが予想できる災害への対応について

気象庁等からの気象の見通しの発表や内閣府政策統括官（防災担当）等からの早急な避難対応の連絡があることも踏まえ、厚生労働省からの依頼に基づき、停電等へ備えて、非常用自家発電設備が正常に動作するか点検・確認をしておくとともに、食料や飲料水等の必要物資の確保、燃料の補充や補給手段の確保、早期避難の検討など事前の備えに努めてください。

(2) 災害時情報共有システムによる被災状況等の入力について

地震などの災害発生時には、厚生労働省及び栃木県等は災害時情報共有システムにより介護施設等の被災状況等を把握するため、被害がない場合も含めて災害時情報共有システムへの被災状況等を入力してください。停電等による通信障害などにより介護施設等において災害時情報共有システムへの入力が行えない場合には、栃木県等において代行入力を行うため、速やかに連絡してください。

また、新規に事業を開始して間もない場合など、災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない介護施設等については、別紙様式を用いて被災状況等を報告してください。

3 その他

(1) 食料及び飲料水等の備蓄について

災害の発生により、電気、ガス、上下水道や通信などのライフラインの途絶、物流ネットワーク断絶による物資供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の最低でも3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めてください。

(2) 災害時情報共有システムの5か年計画の見直しについて

災害時情報共有システムの運用に当たっては、令和5年度から令和9年度にかけて5か年の訓練計画を実施することとしていましたが、介護施設等がより早期にシステムを利用可能となるよう、訓練計画を見直し、令和7年度までの3か年で完了するよう進めることになりました。

本市においては、令和7年度前期に訓練実施予定となっているため、訓練日が決定次第、ご連絡いたします。